

愛媛大学先端研究・学術推進機構先端研究高度支援室要項

平成20年10月15日
規則第 162 号

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学先端研究・学術推進機構規則第9条第2項の規定に基づき、愛媛大学先端研究・学術推進機構先端研究高度支援室(以下「先端研究高度支援室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 先端研究高度支援室は、全学の研究マネジメント力の強化を図るとともに、愛媛大学先端研究・学術推進機構規則第2条の2第1号から第5号までに掲げるセンター(以下「先端研究センター」という。)における先端研究の高度化を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 先端研究高度支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 愛媛大学(以下「本学という。」)の研究力の評価・分析及び研究力強化に繋がる研究戦略の立案に関すること。
- (2) 国内外の研究政策動向、競争的研究費等に係る情報収集及び当該申請書等の作成支援に関すること。
- (3) 先端研究センターの研究室における効果的な機能強化の支援に関すること。
- (4) 先端研究センターにおける研究機器及び材料の管理並びに研究上の安全の確保等に関すること。
- (5) その他本学の研究マネジメントに関すること。

(組織)

第4条 先端研究高度支援室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他必要な職員

(先端研究推進会議)

第5条 先端研究高度支援室の業務に関する重要な事項は、愛媛大学先端研究・学術推進機構先端研究推進会議(以下「先端研究推進会議」という。)において審議する。

(室長)

第6条 室長は、愛媛大学先端研究・学術推進機構長(以下「機構長」という。)をもって充てる。

2 室長は、先端研究高度支援室の業務を掌理する。

(専任教員)

第7条 専任教員は、先端研究推進会議が推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

2 専任教員は、室長の職務を助け、先端研究高度支援室の業務を遂行する。

(兼任教員)

第8条 兼任教員は、本学の専任教員及び特定職員である教員のうちから、室長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 兼任教員は、先端研究高度支援室の専任教員とともに、先端研究高度支援室の業務を遂行する。

(リサーチ・アドミニストレーター)

第9条 先端研究高度支援室に、リサーチ・アドミニストレーターを置く。

2 リサーチ・アドミニストレーターは、第3条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務に従事する。

3 リサーチ・アドミニストレーターは、第4条第2号及び第3号の教員のうちから、機構長が推薦し、学長が任命する。

4 リサーチ・アドミニストレーターに関し必要な事項は、前3項に定めるもののほか、本学の関係規則等の定めるところによる。

(シニア・リサーチ・アドミニストレーター)

第10条 リサーチ・アドミニストレーターを統括するため、シニア・リサーチ・アドミニストレーターを置くことができる。

2 シニア・リサーチ・アドミニストレーターは、リサーチ・アドミニストレーターのうちから、室長の推薦に基づき、学長が指名する。

(ラボマネージャー)

第11条 先端研究高度支援室に、ラボマネージャーを置く。

2 ラボマネージャーは、第3条第3号から第5号までに掲げる業務に従事する。

3 ラボマネージャーは、第4条第2号及び第3号の教員のうちから、機構長が推薦し、学長が任命する。

4 ラボマネージャーに関し必要な事項は、前3項に定めるもののほか、本学の関係規則等の定めるところによる。

(シニア・ラボマネージャー)

第12条 ラボマネージャーを統括するため、シニア・ラボマネージャーを置くことができる。

2 シニア・ラボマネージャーは、ラボマネージャーのうちから、室長の推薦に基づき、学長が指名する。

(事務)

第13条 先端研究高度支援室に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、先端研究高度支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年10月15日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

2 この要項施行後、最初に任命される室長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。